【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年11月17日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長　髙 橋 興 三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621－1221（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部長　青 山 孝 次
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621－1221（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部長　青 山 孝 次
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 （東京都港区芝浦一丁目２番３号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、株式会社三和コーポレーションより大阪高等裁判所において控訴の提起を受け、平成27年11月13日に当該控訴に係る控訴状の送達を受けましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）当該控訴の提起があった年月日

平成27年９月11日（控訴状受領日　平成27年11月13日）

（２）当該控訴を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

①名　　　称　　株式会社三和コーポレーション

②住　　　所　　大阪府豊中市小曽根三丁目９番14号

③代表者の氏名　　代表取締役　渡部　一二

（３）当該控訴の内容及び損害賠償請求金額

①控訴の原因及び提起に至った経緯

当社が製造するＭＰＥＧモジュール（デジタル放送の映像信号・音声信号の復元等を行う電子デバイス）を搭載した液晶テレビに不具合が生じた責任が当社を含む２社にあるとして、株式会社三和コーポレーション（株式会社三和家電販売を吸収合併）より、平成25年２月19日付で大阪地方裁判所に損害賠償（請求金額1億2,378万1,893円及び遅延損害金）を求める訴訟が提起されておりました。

平成27年８月28日大阪地方裁判所において第一審の判決の言い渡しがあり、判決では、株式会社三和コーポレーションの請求は棄却されました。

これに対して、株式会社三和コーポレーションがこの判決を不服として、大阪高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

②控訴の内容及び損害賠償請求金額

株式会社三和コーポレーションは、原判決を変更し、当社を含む２社が株式会社三和コーポレーションに対して、損害賠償として7,625万5,061円及び遅延損害金を支払うよう求めております。

（４）当社の対応

当社は、控訴の内容を精査した上で、適切に対応してまいります。

以　上